

実績評価書(案)

資料4-1

(厚生労働省25(V-2-2))

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと(施策目標V-2-2)							
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者の社会的自立の促進のために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>本施策は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施等により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施しているものである。</p> <p>また、障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)においても、「障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する」とこととされている。</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	8,026,717	7,646,755	7,212,824	6,583,483	6,969,356	
		補正予算(b)		▲415,331				
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	8,026,717	7,231,424	7,212,824	6,583,483	6,969,356	
	執行額(千円、d)	6,674,006	6,555,796	6,367,610	5,826,471			
執行率(%、d/(a+b+c))	83.1%	90.7%	88.3%	88.5%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)	2013/9/27		<p>【障害者基本計画】</p> <p>4. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。</p>				
	施政方針演説(平成26年1月24日)	2014/1/24		<p>【施政方針演説】</p> <p>難病や障害のある皆さんの誰もが、生きがいを持って働ける環境を創る。その特性に応じて、職業訓練を始め、きめ細やかな支援体制を整え、就労のチャンスを拡大してまいります。</p>				

測定指標	指標1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度		
		60.0%	55.0%	60.0%	65.9%	68.7%	集計中	65.0%		
	年度ごとの目標値		-	-	60.0%	60.0%	61.0%			
	指標2 障害者委託訓練修了者における就職率	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度		
		43.8%	41.6%	43.8%	44.4%	45.2%	集計中	55.0%		
	年度ごとの目標値		-	-	50.0%	50.0%	47.0%			
	【参考】指標3 障害者職業能力開発校の修了者における就職者数	実績値								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	集計中			
		924人	1,043人	1,096人	1,104人	集計中				
【参考】指標4 障害者委託訓練修了者における就職者数	実績値									
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	集計中				
		2,346人	2,526人	2,290人	2,281人	集計中				

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②
	総合判定	(判定結果) A
		(判定理由) 測定指標1については、基準年度(平成22年度)以降、全ての年度で目標値を上回り、平成23・24年度は障害者基本計画に基づき定められた平成29年度目標である就職率65%以上を達成しているところである。平成25年度についても、障害者職業能力開発校においても職業訓練の指導技法に関する研修等を実施するなど取組を強化しているところであり目標値を上回ると見込まれる。 また、測定指標2については、平成24年度までの全ての年度で対前年度の就職率を上回っているところである。平成25年度についても、12月末までの修了者の翌年3月末までの速報による就職率では37.4%と24年度同時期の実績値36.4%を上回っており、残りの平成26年1～3月の修了者の就職率についても、昨年度同期のそれと同水準であると仮定すると10%程度伸びると考えられることから、平成25年度の就職率は最終的に当該年度目標の47%を概ね達成できると見込まれる。 以上から、目標を達成していると判定した。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価) 施策指標1及び2のとおり、基準年度以降、毎年度就職率は着実に上昇している。特に障害者職業能力開発校における就職率については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校による県営障害者職業能力開発校に対する職業訓練の指導技法に関する研修等の実施により、基準年度(平成22年度)に比して、平成24年度では8.7ポイント上昇しているところであり、本施策は効果的に実施されていると評価できる。
		(効率性の評価) 施策に係る予算額が、基準年度(平成22年度)に比して減少している一方、施策指標1及び2のとおり、毎年度就職率は着実に上昇している。このため、本施策は効率的に実施されていると評価できる。 (現状分析(施策の必要性の評価)) 障害者の求職申込み件数が年々増加し、特に精神障害者の求職申込みが大きく増加する中、障害者の職業能力開発施策の重要性はますます高くなっている。 このような中、施策指標1及び2のとおり、基準年度以降、就職率が毎年度着実に上昇するなど、障害者職業能力開発施策の進展がみられるところだが、平成29年度の目標値(就職率55%)との間には乖離があり、より一層の取組強化が必要である。また、上述のとおり、精神障害者を始め障害者の求職申込み件数が伸びている中で訓練実施機関において精神障害者等に係る委託訓練実施ノウハウの不足がみられるところである。 このため、今後は、特に精神障害者向け職業訓練のモデルカリキュラム・指導技法等の開発や検証、指導技法等の普及が課題となると考えている。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 精神障害者をはじめとする障害者の求職申込み件数の増加に対応し、障害者委託訓練の定員を拡充する方向で検討する。 また、平成26年度から精神障害者向け職業訓練のモデルカリキュラム・指導技法等の開発や検証、指導技法等の普及を図る事業及び精神障害者向けの障害者委託訓練コースの設定や運営に関する支援を地域の就労支援機関に委託する事業を創設したところ、同事業の引き継ぎの充実を図る。 (予算要求について) 以下の口で困った方向で検討します。 増額/現状維持/シーリングによる減額/見直しによる減額 (税制改正要望について) (機構・定員について)

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 障害者基本計画(平成25年9月閣議決定) URL: http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html 行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_5-2-2.html
----------	---

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力開発課長 藤枝 茂	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	---------	--------	----------------	----------	---------